

## 指定給水装置工事事業者の指定申請・各種届出について

### 指定給水装置工事事業者とは

指定給水装置工事事業者とは、清川村簡易水道条例が適用される給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができる認められ、その指定を受けた者をいいます。

### 指定申請手続きについて

清川村簡易水道事業の給水区域内で給水装置工事を行うためには、清川村指定給水装置工事事業者として指定を受ける必要があります。

#### 【指定の基準】

- 1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2 次の機械器具を有する者であること。
  - (1) 金切りのご等の管の切断用機械器具
  - (2) やすり・パイプねじ切り器等の管の加工用機械器具
  - (3) トーチランプ・パイプレンチ等の接合用機械器具
  - (4) 水圧テストポンプ
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
  - (1) 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (3) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - (4) 清川村指定給水装置工事事業者規則の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
  - (5) その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - (6) 法人にあって、その役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの

#### 【指定申請に必要な書類】

- 1 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 2 機械器具調書
- 3 誓約書
- 4 定款又は寄付行為（法人の場合）
- 5 登記事項証明書（法人の場合）
- 6 住民票の写し（個人の場合）

#### 【指定手数料】

1件につき10,000円（非課税）

### 指定事項の変更などの各種届出について

指定給水装置工事事業者の指定事項に変更が生じたとき、事業を廃止・休止・再開するとき、又は給水装置工事主任技術者の選任・解任などをしたときは、各種届出様式にご記入のうえ提出してください。

#### 【各種届出様式】

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書  
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書  
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書  
指定給水装置工事事業者証再交付申請書